

役員業務分掌表

◎の者が麻薬に関する業務を行う役員であることを証明します。

	氏名	役職・業務内容
◎		代表取締役
		・
		・
		・
		・
		・
		・

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

【担当者氏名： 担当者連絡先： 】

(宛先) 板橋区保健所長

役員業務分掌表について

法人の役員が複数おり、業務ごとに担当役員を定めている場合は、「**麻薬に関する業務を行う役員**」を画定（限定）することができます。この場合は、各役員の担当業務を明示した「役員業務分掌表」の添付が必要です。画定しない場合は、すべての役員が対象になります。

【注意】

- ・役員名は申請時におけるすべての役員（監査役を除く）を記載して下さい。
- ・代表者は麻薬に関する業務を行う役員とみなされます。

《参考》

【法人の業務を行う役員の範囲】

- 1.合名会社：**定款に別段の定めのないときは社員全員
- 2.合資会社：**定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
- 3.合同会社：**定款に別段の定めのないときは社員全員。ただし、社員が「業務執行社員」として登記された場合には、そのうち、「代表社員」とされた者及び当該許可申請に係る業務を担当する者。なお、「業務執行社員」として法人が登記された場合には、「代表社員」とされた法人の「職務執行者」及び当該許可申請に係る業務を担当する者
- 4.株式会社(特例有限会社を含む)：**取締役全員。ただし業務を行う役員を画定した場合には、会社を代表する取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役
- 5.外国会社：**会社法第 817 条にいう代表者（日本における代表者）
- 6.民法法人、協同組合等：**理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。